

大方高校生徒心得

大方高校の生徒は、本校での高校生活において、人格を完成し社会に貢献し得る資質を養うことを目指し、日頃から互いに助け合い協力し合い、互いの生命の尊さを知り人権を尊重しあうことに努め、よき校風の創造に努めなければならない。

(1) 校内生活

- ① 生徒証明書は常に携帯し大切に扱うこと。
- ② 登下校時の服装は、本校指定の制服を着用すること。ただし、長期休業中・休日に部活動等で登下校する場合は、本校指定の体操服・部活動指定の服装の着用を認める。
- ③ 常に礼儀正しく振る舞い、暴言をはじめ他人を傷つけるような言動は厳に慎むこと。
- ④ 始業ベルと同時に授業を受けられる体勢をとり、授業の妨げとなるような私的な行動はしないこと。
- ⑤ 個人の荷物はロッカーに置き、整理整頓をすること。
- ⑥ 登校後は下校時まで許可なく校外へ出ないこと。ただし、特別な理由のある場合は外出許可証を受けること。
- ⑦ 昼食はホーム教室および食堂で摂ること。
- ⑧ 校内外における生徒集会または集団活動をする場合は、学校の許可を受けること。また、公職選挙法に触れる活動をした場合は生徒指導の対象とする。
- ⑨ 教育活動に必要なではない物品は（ゲーム、化粧道具等）学校に持ち込まない。
- ⑩ 最終の下校時刻は原則として、次のとおりとする。
4月～10月間は18時、11月～3月間は17時30分。
※上記の時刻以降、校内に残る必要がある場合は担当教員の許可を得ること。
- ⑪ 校内の建物・器物等を故意に破損した場合は、弁償を求める。
- ⑫ 部活動で使用する部室は、部活動の時間に限り使用するものとし、昼食・休憩等の時間には使用しない。

(2) 校外生活

- ① 校外では大方高校の生徒であることを自覚し、進んで社会の模範となる言動をすること。
- ② 保護者に無断で外泊しない。（やむを得ず外泊する場合は必ず保護者の承諾を得なければならない。）

校内外の生活指導に関する禁止事項

- 1 暴力、いじめ、脅迫、暴言、授業妨害、私的制裁を加える行為
- 2 飲酒・喫煙（同席や所持を含む）
- 3 禁止されている場所への出入（競輪・競馬・競艇・パチンコ・居酒屋・風俗営業店等）
- 4 保護者の許可無しの外泊
- 5 公共物の損壊（落書きを含む）
- 6 情報端末等を利用して、他人に不安を与えたり、恐怖を感じさせたりする行為や、嫌な思いをさせるなどの行為
- 7 窃盗・万引き等の違法行為や幫助（行為の協力）
- 8 禁止薬物などの使用や売買・仲介行為
- 9 不適切交遊（援助交際等）
- 10 無免許運転・運転免許の無断取得および免許預かり期間中のバイク使用。通学許可の無い免許取得者の登校目的でのバイク使用等
- 11 試験等における不正行為（カンニング行為等）
- 12 反社会的行為（刺青、薬物乱用、違法活動等）
- 13 深夜徘徊（22時以降は補導対象となる）